（職員の駐在）

第二十六条　局長は、必要があると認めるときは、職員を、その勤務庁の所在する地以外の地に駐在勤務させることができる。

（雑則）

第二十七条　この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、出入国在留管理庁長官が定める。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

別表（第二十条関係）

名称	位置
札幌出入国在留管理局函館出張所	函館市
札幌出入国在留管理局旭川出張所	旭川市
札幌出入国在留管理局釧路港出張所	釧路市
札幌出入国在留管理局稚内港出張所	稚内市
札幌出入国在留管理局千歳苫小牧出張所	千歳市
仙台出入国在留管理局青森出張所	青森市
仙台出入国在留管理局盛岡出張所	盛岡市
仙台出入国在留管理局仙台空港出張所	名取市
仙台出入国在留管理局秋田出張所	秋田市
仙台出入国在留管理局酒田港出張所	酒田市
仙台出入国在留管理局郡山出張所	郡山市
東京出入国在留管理局水戸出張所	水戸市
東京出入国在留管理局宇都宮出張所	宇都宮市
東京出入国在留管理局高崎出張所	高崎市
東京出入国在留管理局さいたま出張所	さいたま市
東京出入国在留管理局千葉出張所	千葉市
東京出入国在留管理局新宿出張所	東京都新宿区
東京出入国在留管理局東部出張所	東京都江戸川区
東京出入国在留管理局立川出張所	国立市
東京出入国在留管理局新潟出張所	新潟市
東京出入国在留管理局甲府出張所	甲府市
東京出入国在留管理局長野出張所	長野市
東京出入国在留管理局横浜支局川崎出張所	川崎市
名古屋出入国在留管理局富山出張所	富山市
名古屋出入国在留管理局金沢出張所	金沢市
名古屋出入国在留管理局福井出張所	福井市
名古屋出入国在留管理局岐阜出張所	岐阜市
名古屋出入国在留管理局静岡出張所	静岡市
名古屋出入国在留管理局浜松出張所	浜松市
名古屋出入国在留管理局豊橋港出張所	豊橋市
名古屋出入国在留管理局四日市港出張所	四日市市
大阪出入国在留管理局大津出張所	大津市
大阪出入国在留管理局京都出張所	京都市
大阪出入国在留管理局舞鶴港出張所	舞鶴市
大阪出入国在留管理局奈良出張所	奈良市
大阪出入国在留管理局和歌山出張所	和歌山市
大阪出入国在留管理局神戸支局姫路港出張所	姫路市
広島出入国在留管理局境港出張所	境港市
広島出入国在留管理局松江出張所	松江市
広島出入国在留管理局岡山出張所	岡山市
広島出入国在留管理局福山出張所	福山市
広島出入国在留管理局広島空港出張所	三原市
広島出入国在留管理局下関出張所	下関市
広島出入国在留管理局周南出張所	周南市
高松出入国在留管理局小松島港出張所	小松島市
高松出入国在留管理局松山出張所	松山市
高松出入国在留管理局高知出張所	高知市
福岡出入国在留管理局北九州出張所	北九州市
福岡出入国在留管理局博多港出張所	福岡市
福岡出入国在留管理局福岡空港出張所	福岡市
福岡出入国在留管理局佐賀出張所	佐賀市
福岡出入国在留管理局長崎出張所	長崎市
福岡出入国在留管理局対馬出張所	対馬市
福岡出入国在留管理局熊本出張所	熊本市